

税 務 だより



収納窓口の開設

日時 4月30日(日) 午前8時30分
から午後0時30分まで開設

※役場正面玄関からお入りください。

固定資産税台帳縦覧

平成29年度固定資産税(土地、家屋)の台帳の縦覧をおこないます。

日時 4月3日(月)から5月1日(月)

午前8時30分から午後5時15分

※土・日曜日、祝日を除く

場所 役場 税務課

その他 本人確認のできるもの(免許証、健康保険証等)をお持ちください。

問合せ先 税務課 ☎95-1113

原動機付自転車、二輪の軽自動車等

平成28年度に下表のとおり改正されました。

車種区分		標準税率 (年額)
原付	排気量 50 cc以下	2,000 円
	排気量 50 cc超 90 cc以下	2,000 円
	排気用 90 cc超 125 cc以下	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
二輪の軽自動車 (125 cc超 250 cc以下)		3,600 円
二輪の小型自動車 (250 cc超)		6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400 円
	その他作業用	5,900 円

軽自動車税の 税制改正 について



軽自動車税のグリーン化特例による軽課の特例措置が1年間延長され、平成29年度も継続されます。
※平成28年度の課税でグリーン化特例が適用された車両については適用されません。

軽四輪等(三輪以上の軽自動車) 平成27年4月1日以後に新規新車登録されたものから改正後の税率を適用します。

平成27年3月31日以前に取得されている車両および新規新車登録済みの車両は改正前の税率のままです。

車種区分	標準税率(年額)		※13年経過車の重課税率		
	改正前	改正後			
三輪	3,100 円	3,900 円	4,600 円		
四輪	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	貨物用	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円

※新規新車登録から13年を経過した軽四輪等については重課税となります。ただし、燃料の種類が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車および被けん引自動車は除きます。

軽自動車税のグリーン化特例による軽課 平成28年4月1日から平成29年3月31日までに初めて車両番号の指定を受ける三輪以上の車両で下記の基準を満たす車両について平成29年度のみ軽自動車税が軽課されます。

	対象車両	軽減率		
軽乗用車	電気自動車・天然ガス自動車(平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物を低減する車両)	概ね75%軽減		
	ガソリン車ハイブリット車	排ガス性能		
		平成17年排出ガス基準75%低減達成車	平成32年度燃費基準+20%達成車	概ね50%軽減
			平成32年度燃費基準達成車	概ね25%軽減
軽貨物車	電気自動車・天然ガス自動車(平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物を低減する車両)	概ね75%軽減		
	ガソリン車ハイブリット車	排ガス性能		
		平成17年排出ガス基準75%低減達成車	平成27年度燃費基準+35%達成車	概ね50%軽減
			平成27年度燃費基準+15%達成車	概ね25%軽減